

町外コミュニティ

町外コミュニティについて (町説明)

- ・仮設や借上げでの生活の問題点を解消し、避難先で安心して生活できる環境を確保するために町外コミュニティを整備していく。
- ・復興公営住宅を中心に、市街地に近接した既存サービスが利用しやすい環境で、エリア内の絆の維持や受入れ先住民との共栄を図っていく。
- 住宅建設だけでなく、コミュニティ機能を確保するためのソフト的な措置の検討が必要。
- ・町外コミュニティにおいて事業再開できる環境を整備していく。
- ・南相馬市、いわき市、二本松市の3市に整備。生活関連サービスについては、既存施設利用を基本としつつ、不足する場合は整備を行っていく。
- ・南相馬市では候補地を2か所に選定。具体的な場所は現時点では公開できないが、調整状況に応じて随時周知していく。
- ・いわき市では整備に向けた協議を開始。複数個所に分散する見込み。調整状況に応じて、随時具体的な情報を周知。
- ・二本松市では候補地が決定(二本松市油井地内 40,000 m<sup>2</sup>)。当初70戸整備予定(意向調査により戸数を見直す)。

町外コミュニティの現状に対する、町民視点による主要な論点

町外コミュニティの考え方について (町説明)

- ・いわき市は候補地選定も難航しているようだが、H27年度入居は可能なのか。
- 入居できるよう、いわき市や双葉郡町村と調整を進めているが、公表できる状態にない。(県)
- ・詳細な場所が特定されないと、入居の判断が出来ない。
- ・子供たちの転校が伴うのでは移動は困難。年度途中の引っ越しは容易ではない。
- 子どもの進学にあわせて転居というのが現実的だが、受験もあるので、前年中には情報がないといけない。
- 入居の時期は3月や4月でよいが、情報は早急に示していく必要がある。
- ・帰還時期を考えると、入居の期間は1~2年しかないのではないのか。
- ・浪江町のコミュニティに入りたくない、避難先に根差していきたいと考えている方もいる。そういった方への配慮も必要。

町外コミュニティに必要なものについて (町説明)

- ・いわき市に2年間住んでいたが、いわきに避難している町民や、いわき市民の方々とコミュニケーションがほとんどなかった。交流事業などの情報が入ってくるようにしたほうがよいのでは。
- いわき市では、借上げの自治会が設立されたり、なみえ交流館が開所するなど、改善はされてきている。一方、自治会に加入していないと情報が届きづらいという課題も残る。
- いわき交流館と役場出張所が別々の建物で不便。一体化できないか。
- ・避難先の施設を利用したくても、なかなか自由には使えないので、町の施設が必要。
- 交流、福祉、会議、運動など色々な機能を備えた多機能型の一体型センターが必要では。
- 新設でなくても、廃校などの避難先の既存施設の再活用などもある。そういう施設がどこにあるか情報提供も大切。
- 地域住民の利用実態をふまえて、共同利用の在り方を考えていく必要がある。
- ・市民農園など、仮設でできるようになった取組みは継続していくべき。
- 仮設で実施できるものは可能となるよう。基本的には現状でできることを制限することのないよう進めている。(県)
- ・進学等の関係で、寄宿舎なども必要になってくるのでは。いわき市の高校は親元から通学できないと入れてもらえない。
- 双葉郡サテライト校向けの下宿を、それ以外の学校と併用できないか。
- ・双葉郡の避難自治体の合同庁舎など、効率的・効果的な施設建設や運営が必要では。
- ・自治体サービスや地域包括支援等を広域連携で進めていけないか。
- ソフト支援の分野で被災自治体との協力はまだ進んでいない。福祉部門で議論が始まったところ。
- ・復興公営住宅に限らず、町外コミュニティに住む町民の、絆づくりや健康づくりなど様々な自主活動に対して補助や助成ができる仕組みが必要。
- 現場の問題意識や実施したいことに沿った対応ができるよう、現場の声をきめ細かく丁寧に聞いていく必要がある

制度的な課題について (町説明)

- ・区域が解除された地域の方が入居できないのはおかしい。
- 解除された自治体でも帰還が進んでいないし、解除になって生活環境が回復したとしても、自宅が住める状態でない方はたくさんいる。
- 現行制度だと、解除後の「新規」の入居ができなくなる。
- 解除後の転居に対応できなくなるのではないか。
- 一度帰還して、生活が成り立たず復興公営住宅に転居したいという方の受け皿がなくなる。
- 復興の道筋が不透明で、将来像や人生設計がなかなか描けない中では、様々な選択があるし、制度の規定からはずれる方、例外的な方がたくさんでくる可能性が高い。幅広く対応できるような柔軟な制度運用が必要。

復興公営住宅

復興公営住宅について (町説明)

- ・コミュニティの拠点として、平成27年度までの入居を目指し県営の復興公営住宅を整備する。
- ・入居の際には市町村や親族、仮設等でのグループや、高齢者、障がい者、子育て世帯等の入居に配慮。
- ・入居者同士や地域で生活する近隣住民との交流を図る。
- 現在の制度の中では、避難指示が解除された区域の町民が入居できるか不透明、といった問題もある。
- ・現時点の県の全体計画では、27年度までの入居を目指し3,700戸(浪江以外も含む)を整備予定。戸数は意向調査結果等を参考に見直しを実施。
- ・第1期分は26年度中に入居を目指し、鉄筋コンクリート(3~5階建)の集合住宅を、いわき市、郡山市、会津若松市に合計500戸の建設を進めている。
- ・第2期分では、合計1,000戸を整備予定。現在判明しているのは福島市、二本松市などで合計245戸
- ・早期に相当数の戸数を整備するため集合住宅を基本。バリアフリー構造で、3階建て以上の建物にはエレベーターを整備。
- ・間取りは2LDK(65m<sup>2</sup>)や3LDK(75m<sup>2</sup>)を基本。

復興公営住宅の現状に対する、町民視点による主要な論点

復興公営住宅の整備について (町説明)

- ・間取りが経済性のみを追求したものになっているのでは。
- 復興公営住宅は仮設よりも長く住むかもしれないので、より住みやすい環境が必要
- 被災者が退去しても、地域の方々が住みたいと思えるものを作った方がよいのでは。
- 県の標準設計を基本としている。(県)
- 被災者の声が反映する仕組みがない。入居を希望する方々が何を望んでいるかを吸い上げるやり方が必要。
- すでに設計し、進めているものの改善は難しいが、今後の追加整備に合わせて皆さんの声を反映させていきたい。(県)
- ・戸建て住宅の議論は進んでいるのか。
- 検討はしているが、用地確保などの問題で難しいのが現状。(県)
- 町外で難しいのであれば、町内での建設では戸建て住宅を建設し、払い下げていく方法もあるのでは。
- 町内での住宅について、まさにまちづくり計画検討部会で議論を深めている。